

病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関の対応について

国通知（H30.2.7）「地域医療構想の進め方について」を踏まえた、個別医療機関の動向について、次のとおり対応する。

1 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関

平成30年度病床機能報告で、区分「休棟等」を選択し、かつ未稼働の病床を有する2医療機関について、調整会議での協議を実施する。

（対象病棟を有する医療機関）

| 医療圏 | 医療機関名 | 休棟等 | R7（2025） |
|-----|------------|-----|----------|
| 長門 | 國司眼科医院 | 2床 | 再開予定 |
| | 持山外科整形外科医院 | 19床 | 廃止予定 |

（協議方法）

調整会議で次のことを説明する。

- (1) 病棟を稼働していない理由
- (2) 当該病棟の今後の運用見通しに関する計画

（参考：病床機能報告：資料3-2）

2 新たな医療機関の開設や増床の許可申請を行う医療機関

該当なし